

## 箕面市立箕面文化・交流センター北館・南館の管理に係る協定書

箕面市教育委員会（以下「甲」という。）と箕面市立箕面文化・交流センター北館（以下「北館」という。）及び箕面市立箕面文化・交流センター南館（以下「南館」という。）の指定管理者である箕面都市開発株式会社（以下「乙」という。）は、北館、南館の管理運営等に関し、箕面市立箕面文化・交流センター条例（平成17年箕面市条例第34号。以下「条例」という。）及び同条例施行規則（平成17年箕面市教育委員会規則第25号）に定めるもののほか、北館、南館の管理の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

### 第1章 総 則

#### （指定管理者の責務）

第1条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）その他関係法令及び条例、規則その他の関係規定並びにこの協定に定めるところに則り、信義に従い誠実にこれを履行し、北館、南館が円滑に運営されるよう管理しなければならない。

#### （管理する施設）

第2条 乙が指定管理者として管理を行う北館、南館の名称及び位置並びに施設の構造、面積及び内容は、次のとおりとする。

(1) 名 称：箕面市立箕面文化・交流センター北館

所 在 地：箕面市箕面二丁目12番28号

構 造：鉄骨造2階建

面 積：敷地面積：983㎡、延床面積：582㎡

施設内容：会議室（4室）、和室、事務所1、事務所2、給湯室、清掃員控室、倉庫、行政史料室、子ども活動支援拠点、駐車場ほか

#### 【附属施設】

名 称：箕面市立箕面文化・交流センター野外ステージ

所 在 地：箕面市箕面一丁目1番1号

面 積：136㎡

(2) 名 称：箕面市立箕面文化・交流センター南館

所 在 地：箕面市箕面五丁目10番23号

構造：鉄筋コンクリート造平屋建一部2階建

面積：敷地面積 1,918㎡、延床面積 926㎡

施設内容：会議室、多目的室（2室）、大会議室、事務所、印刷室、給湯室、  
清掃員控室、倉庫、地域福祉活動拠点、広場ほか

2 乙は、善良なる管理者の注意をもって、センターを管理しなければならない。

（指定期間等）

第3条 甲が、乙を指定管理者として指定する期間（以下「指定期間」という。）  
は、令和6年（2024年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日まで  
とする。

2 指定管理者が行う業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日  
までとする。

## 第2章 業務の範囲

（業務の範囲）

第4条 乙は、次に掲げる業務を行うものとする。

（1）条例第2条及び第4条第2項に規定する業務

（2）甲又は甲の関係機関が主催する事業への協力に関する業務

（3）災害時の対応に関する業務

（4）条例第4条第2項第4号の規定に基づく利用料金の相互収納に関する業  
務

（5）前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認めて定める業務

2 前項の業務（以下単に「業務」という。）を行うにあたっては、この協定に定  
める事項のほか、箕面市立箕面文化・交流センター北館・南館指定管理者募集要  
項（以下「募集要項」という。）及び箕面市立箕面文化・交流センター北館・南  
館指定管理者業務水準書（以下「業務水準書」という。）に定める事項を遵守す  
るものとする。

3 第2条で規定した施設のうち、北館にあつては、子ども活動支援拠点、事務所  
1、行政史料室、南館にあつては、地域福祉活動拠点の清掃等維持管理業務の範  
囲や経費負担等については、甲乙協議の上決定するものとする。

(特別提案の取扱い)

第5条 乙から提出された令和5年(2023年)9月7日付「箕面市立箕面文化・交流センター北館・南館指定管理者申込書」に記載された特別提案については、次の各号に掲げる内容についてこれを採用する。

- (1) 北館有料駐車場の運用
  - (2) 北館2階の事務所1の賃借(月額12万円(消費税及び地方消費税を含む。))
  - (3) 南館広場のランドゴルフ場としての活用
  - (4) 南館倉庫をミーティングルームとして活用し、利用料金の全額を市へ納付(消費税及び地方消費税を除く。)
  - (5) みのおFMまちそだて株式会社及び箕面市観光協会と連携した、映像による箕面市の観光紹介
- 2 前項の特別提案については甲乙協議の上、実施時期等を別に定める。
- 3 第1項各号の提案の実施に要する費用は、乙の負担とする。

(自主事業)

第6条 乙は、北館、南館の設置目的の範囲内で、かつ、業務の実施を妨げない範囲において、自主事業を実施することができる。

- 2 自主事業にかかる経費については、乙の負担とする。

### 第3章 業務の実施

(業務の実施)

第7条 乙は、関係法令等のほか、第19条に規定する事業計画書等に従って業務を実施するものとする。

(第三者への委託)

第8条 乙は、業務を行うにあたり、必要と認めるときは、あらかじめ書面により甲の承認を得て、業務の一部を第三者に委託することができる。この場合において、乙は、当該委託に関して全ての責任を負い、及び費用を負担するものとする。

(緊急時等の対応)

第9条 乙は、災害等の緊急事態が生じたとき、又は生じるおそれがあると判断したときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、甲又は甲の関係機関にその旨を

連絡しなければならない。なお、箕面市地域防災計画に定めるところにより箕面市が災害対策本部を設置したときは、甲又は甲の関係機関の指示に従わなければならない。

- 2 乙は、災害等の緊急事態に備えて、防災対策、防犯対策等の危機管理マニュアルを作成し、本業務の従事者に周知するとともに、甲にその写しを提出するものとする。
- 3 大規模な災害時に、箕面市災害時における特別対応に関する条例（平成24年箕面市条例第1号）第5条の規定により特別対応の宣言が出されたときは、乙は、同条例の定めるところにより、北館、南館の管理等を行わなければならない。

#### （公益通報等の取扱い）

第10条 乙の役員又は乙の従業員は、箕面市職員等の公益通報に関する要綱（平成19年箕面市訓令第54号。以下「要綱」という。）第5条第1項の規定に基づき、業務及び自主事業について通報窓口へ公益通報をすることができる。

- 2 乙の役員又は乙の従業員は、甲又は要綱第7条に規定する公益通報処理委員会が行う公益通報に関する調査に誠実に協力しなければならない。
- 3 その他、公益通報等の取扱いに関しては、要綱の規定に基づき処理を行うものとする。

#### （情報公開、文書の管理等）

第11条 乙は、箕面市情報公開条例（平成17年箕面市条例第2号）の趣旨を踏まえ、積極的に北館、南館の管理に関する情報の公開に努めなければならない。

- 2 乙は、本業務に関わって作成し、又は取得した文書、図面（写真、スライド及びマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下これらを「対象文書」という。）について、適正に管理し、保存しなければならない。
- 3 甲は、対象文書であって甲が保有していないものに関し箕面市情報公開条例に基づく開示の申し出があったときは、乙に対し、当該対象文書の写しを提出するよう求めることができる。
- 4 乙は、特段の事情がない限り、前項の規定による求めを拒むことができない。
- 5 乙は、指定期間の満了と同時に、対象文書について、甲の指示に従い、甲又は甲の指定する者に対し、引き継ぎ等の処理を行わなければならない。

(個人情報等の取扱い)

第12条 乙は、条例第19条の規定のほか、別紙1「指定管理者における個人情報の取扱いに関する事項」を遵守しなければならない。

(人権研修の実施)

第13条 乙は、本業務の従事者が、人権について正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権研修を行うものとする。

#### 第4章 備品等の扱い

(備品等の貸与)

第14条 甲は、募集要項と同時に配布した箕面市立箕面文化・交流センター北館・南館資料集備品台帳に記載する備品等を、乙に無償で貸与するものとする。

2 乙は、甲から貸与された備品等を適正に管理するとともに、破損又は滅失した場合は、速やかにその状況を甲に報告し、原状回復しなければならない。

(備品等の帰属)

第15条 前条第1項の備品等は、甲に帰属する。

2 乙は、指定期間中、前条第1項の備品等については業務を履行するためにのみ利用するものとし、第三者に当該備品等に係る権利を譲渡し、又は業務外で当該備品等を貸与してはならない。

(乙による備品の購入等)

第16条 乙は、第14条に定めるもののほか、業務を行うにあたり必要とする備品を第24条に規定する指定管理料をもって購入するときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

2 前項により購入した備品は、業務実施期間中は乙に帰属するものとし、第14条第1項の貸与備品とは別にこれを管理するものとする。

(施設、設備の改修等)

第17条 乙は、年度毎に作成する、施設、附属施設、備品等の維持管理計画に、改修等に関する項目を記載し、甲の承認を受けるものとする。

2 施設、設備に改修等が必要と判断した場合は、速やかに、甲に報告し、甲と協議しなければならない。

- 3 前項の協議の結果、施設、設備の改修等を甲が承認した場合、1件あたり10万円（消費税及び地方消費税を除く。）以下の改修等については第18条に規定する負担上限額（以下「負担上限額」という。）の範囲内で、乙が行うこととし、負担上限額を超える場合は、甲が改修等を行うものとする。ただし、乙の故意又は過失による場合は、負担上限額の範囲外で乙の負担により改修等を行わなければならない。
- 4 行政史料室、事務所1、子ども活動支援拠点、地域福祉活動拠点の改修等については、甲が別途定めるものとする。
- 5 施設、設備の改修等に関して定めのない事項については、甲と乙が協議の上決定するものとする。

（備品の修繕及び施設、設備の改修等に係る負担上限額）

第18条 指定期間において、乙が負担する備品の修繕及び施設、設備の改修等に係る負担上限額（消費税及び地方消費税を除く。）は、次表のとおりとする。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
745,454円	1,127,273円	1,127,273円	3,000,000円

- 2 指定期間の第2年度以降の一の年度における負担上限額は、前年度における備品の修繕及び施設、設備の改修等に係る費用の合計額が負担上限額に達していない場合、その差額を当該年度の負担上限額に加えた額とする。
- 3 前各項の規定に関わらず、一の年度において、備品の修繕及び施設、設備の改修等に係る費用の合計額が、当該年度の負担上限額を超える場合は、甲乙協議の上、当該費用の合計額の範囲内で負担上限額を見直すことができる。なお、当該年度の負担上限額を見直した場合の次年度の負担上限額は、当該費用の合計額と見直し前の負担上限額との差額を第1項の額から差し引いた金額とする。
- 4 指定期間の最終年度における備品の修繕及び施設、設備の改修等に係る費用の合計額が、当該年度の負担上限額に達しない場合は、当該差額の取扱いについて、甲乙協議の上決定するものとする。

## 第5章 業務実施に係る甲の確認事項

（事業計画書等の提出）

第19条 乙は、毎年度、甲の指定する日までに、次の各号に掲げる事項を記載した計画書等（以下「事業計画書等」という。）を提出し、甲の承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支計画書
- (3) 施設、附属設備等の維持管理計画書（改修等計画）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項に関する計画書

（業務報告書等の提出）

第20条 乙は、業務を実施するにあたっては、業務日報を備えて常に施設利用状況等を把握するとともに、毎月の業務実施状況や利用状況を業務報告書としてとりまとめ、翌月10日までに甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、毎年度終了後2か月（指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日から60日）以内に、法第244条の2第7項の規定により、当該年度における北館、南館の管理運営業務の実施状況、利用状況、収支決算等乙による管理の実態を把握するために必要な事項が記載された事業報告書を作成し、甲へ提出しなければならない。

（甲による業務実施状況の確認）

第21条 甲は、前条第1項の規定により乙が提出した業務報告書及び同条第2項の規定により乙が提出した事業報告書に基づき、乙が行う業務の実施状況の確認を行うものとする。

- 2 甲は、前項に規定する確認のほか、法第244条の2第10項の規定により業務又は経理の状況を確認することを目的として、随時、乙に対して必要な報告を求め、又は実地に調査することができる。
- 3 乙は、甲から前項の規定による報告の徴収又は実地調査を行う通知を受けたときは、合理的な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

（重要事項の変更の届出）

第22条 乙は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、条例第7条の規定により10日以内に甲に届け出なければならない。

- (1) 法人の定款その他これに類する書類の記載事項
- (2) 法人の役員
- (3) 法人の登記事項証明書その他これに類する書類の記載事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲が指定する事項

(評価の実施)

第23条 乙は、甲が業務の実施状況についての評価を実施しようとするときは、次に掲げる事項のうち甲が必要と認めるものを実施しなければならない。

- (1) 利用者の意見等を聴取するためのアンケートの実施
- (2) 利用者の意見等を聴取するための意見交換会
- (3) 評価の実施に必要な資料の作成
- (4) 評価の実施時における説明
- (5) 前各号に掲げるもののほか、評価の実施に関すること

2 乙は、業務の実施状況について甲が行った評価の結果、業務の改善の必要があると認められたときは、当該評価の結果を尊重して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第6章 指定管理料及び利用料金

(指定管理料)

第24条 甲は、業務の実施に係る経費として、次表に定める指定管理料（以下「指定管理料」という。）に業務実施期間における消費税及び地方消費税（1円未満の端数が生じる場合は、小数点第1位を四捨五入する。）を加えた額を乙に支払うものとする。ただし、同表の各期間における指定管理料は、業務が募集要項の内容を満たしている場合に満額を支払うものとする。

業務実施期間	指定管理料(税抜金額)
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	34,776,803円
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	46,759,891円
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	42,001,251円
合 計	123,537,945円

2 甲は、第29条第1項の規定により、乙が乙の責に帰すべき事由により利用者若しくは利用者その他の第三者に損害を与えたとき又は条例第22条の規定により、乙が北館、南館の施設、附属施設等を破損し、滅失したときは、業務が募集要項の内容を満たしていないものとして、指定管理料を減額することができる。

3 前項に定めるもののほか、やむを得ない事情により指定管理料を変更するときは、甲乙協議により決定するものとする。

(指定管理料の支払)

第25条 甲は、指定管理料について、次表の各年度各月支払額(税抜金額)に業務実施期間における消費税及び地方消費税(1円未満の端数が生じる場合は、小数点第1位を四捨五入する。)を加えた額を、乙の請求により、前金払いで支払うものとする。

支払月	令和6年度支払額 (税抜金額)	令和7年度支払額 (税抜金額)	令和8年度支払額 (税抜金額)
4月	8,694,803円	11,692,891円	10,501,251円
7月	8,694,000円	11,689,000円	10,500,000円
10月	8,694,000円	11,689,000円	10,500,000円
1月	8,694,000円	11,689,000円	10,500,000円
合計	34,776,803円	46,759,891円	42,001,251円

2 前条第2項の規定により減額する場合、第33条の規定により業務の一部を免除した場合又はその他指定管理料を減額する理由がある場合は、年度末において精算するものとする。

(利用料金)

第26条 甲は、北館、南館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を乙の収入として收受させるものとする。ただし、第5条第1項第4号に規定する南館のミーティングルームにかかる利用料金については消費税及び地方消費税を除いた額を各年度末に甲へ納付するものとする。なお、指定期間の満了後において、指定期間中の利用に係る未収利用料金は、乙に帰属する。

2 利用料金の額は、乙があらかじめ甲の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

## 第7章 損害賠償及び不測事態

(リスクの分担)

第27条 北館、南館の管理に伴うリスク(予測できない危険及び責任の負担をいう。)の分担については、この協定に定めるもののほか、別紙2「リスク分担区分表」に定めるとおりとする。

2 前項に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、当該リスクの分担を定めるものとする。

(損害賠償等)

第28条 乙は、指定管理業務の執行にあたり、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、条例第8条の規定により指定の取消し等をされた場合において、甲に損失が生じたときは、その損失を補填しなければならない。

(第三者の損害の負担)

第29条 乙は、指定管理業務の執行に当たり、乙の責めに帰すべき事由により利用者その他の第三者へ損害を与えたとき、北館、南館の施設、附属設備等を破損又は滅失したときは、速やかに甲に報告するとともに、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、当該賠償のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担するものとする。

2 前項の場合において、利用者その他の第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、乙の費用負担において解決にあたらなければならない。ただし、前項ただし書により甲の負担とするものとされた場合を除く。

3 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について利用者その他の第三者に対して賠償したときは、乙に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

4 甲が実施する施設の改修等により施設を閉鎖した際に生じた損害は、乙の負担とする。

5 災害等により甲の関係機関が緊急に施設を利用した際に生じた費用等については、甲乙協議の上対応を行うものとする。

6 甲及び乙は、甲乙いずれの責めにも帰すべき事由がない利用者その他の第三者に関する事故、損害等については、甲乙協議の上対応を行うものとする。

(賠償責任保険の加入)

第30条 乙は、指定管理業務の執行にあたり、施設、附属設備等及び利用者その他の第三者の身体又は財物に対する賠償責任保険に加入しなければならない。

(不測事態発生時の対応)

第31条 乙は、不測事態が発生した場合において、不測事態の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不測事態により発生する損害、損失費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不測事態によって発生した費用の負担等)

第32条 乙は、不測事態の発生に起因して乙に損害、損失費用が発生した場合は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取ったときは、書面の内容の確認を行い、乙と協議の上、不可抗力の判定、費用負担等を決定するものとする。

(不測事態による業務実施の免除)

第33条 前条第2項に定める協議の結果、不測事態の発生により業務の一部の実施ができなくなったと認められるときは、乙が不測事態により影響を受ける限度においてこの協定に定める業務を免れるものとする。

2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合において、甲は、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

## 第8章 指定の取消し等

(指定管理業務の継続が困難となった場合の措置等)

第34条 乙は、指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかにその旨を甲に申し出なければならない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により、指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、乙に対して法第244条の2第10項の規定により改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。

3 乙は、前各項の指示を受けたときは、速やかにこれに応じなければならない。

4 不可抗力その他甲又は乙の責めに帰することができない事由により指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、指定管理業務の継続の可否について、甲乙協議するものとする。

(指定の取消し等)

第35条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(1) 乙が第19条の規定による事業計画書等、第20条の規定による業務報告書等を提出せず、第21条の規定による報告の求め若しくは調査に応じず、又

は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。

- (2) 乙が関係法令、条例及び規則又はこの協定の規定に基づく甲の指示に従わないとき。
- (3) 乙が前条第2項の規定による改善等を期間内に行うことができなかつたとき。
- (4) 乙が関係法令、条例及び規則又はこの協定の規定に違反したとき。
- (5) 乙が次のいずれかに該当するに至ったとき。
  - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、甲における一般競争入札等の参加を制限されている法人等
  - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている法人等
  - ウ 箕面市から入札参加停止措置を受けている法人等
  - エ 法人税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納している法人等
  - オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - カ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人等
  - キ その代表者等（法人にあってはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である法人等
- (6) 乙の経営状況の悪化等により、指定管理業務を継続することが不可能又は著しく困難であると認められるとき。
- (7) 乙が、組織的な違法行為を行った場合など、乙に指定管理業務を行わせておくことが社会通念上著しく不相当と判断されるとき。
- (8) その他乙に指定管理業務を行わせておくことが適当でない認められるとき。

（委託料の返還）

第36条 乙は、前条の規定により指定を取り消されたとき、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、甲の請求により委託料の全部又は一部を返還しなければならない。

(不測事態による指定の取消し)

第37条 甲又は乙は、不測事態の発生により、業務の継続等が困難と判断した場合において、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。

2 前項の協議の結果、やむを得ないと判断されるときは、甲は、指定の取消しを行うものとする。

(指定期間満了前の指定の取消しの取扱い)

第38条 第35条及び第37条の規定により指定期間満了前に指定の取消しがあった場合においては、第25条の規定にかかわらず、甲は、日割計算により指定管理料を支払うものとする。

## 第9章 指定期間満了等の取扱い

(業務の引継ぎ)

第39条 乙は、乙の費用負担において、指定期間開始前に、甲及び現指定管理者より業務の引継ぎ等を受けなければならない。

2 乙は、指定期間が満了したとき、条例第8条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたとき又は甲が必要であると認めたときは、甲の指示するところにより、サービスの低下を招かないよう、甲又は甲が指定する者に対し、業務の実施に伴って収集した情報、作成した業務マニュアル、事業ノウハウ等を含めた事務及び利用料金にかかる預かり金等を引き継がなければならない。

(原状復帰義務)

第40条 乙は、指定期間が満了したとき、条例第8条の規定により指定を取り消され、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、指定開始日を基準として北館、南館を原状に復帰し、甲に対して明け渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認める場合においては、乙は北館、南館の原状復帰を行わずに、甲が定める状態で甲に対して明け渡すことができるものとする。

(備品等の扱い)

第41条 乙は、指定期間が満了したとき、条例第8条の規定により指定を取り消され、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、備品等を次のとおり扱うものとする。

- (1) 第14条第1項に定める備品等については、甲又は甲が指定する者に対して引継ぐものとする。
- (2) 第16条に定める備品については、原則として、甲又は甲が指定する者に対して譲渡し、引継ぎを行うこととし、その他の備品等については、甲乙協議の上、乙が自己の責任と費用で撤去するものとする。

## 第10章 その他

(権利及び義務の譲渡等の禁止)

第42条 乙は、権利及び義務を第三者に譲渡し、転貸し、又は賃借権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を設定してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を受けたときは、この限りでない。

(苦情等への対応)

第43条 乙は、利用者からの苦情等については、原則として次のように対応する。

- (1) 乙が行ったサービス内容に対する苦情等については、乙が処理対応を行う。また、必要な場合は、甲への連絡及び報告を行い、甲も処理対応を行うものとする。
- (2) 乙が行った利用の許可等の処分に対する不服申立てについては、法第244条の4第1項の規定により甲への審査請求となる。

(暴力団の排除)

第44条 乙は、条例第13条第3号及び第17条第3号に基づき、暴力団の利益になる施設の利用を制限する努めを負うものとする。

(協定の変更)

第45条 業務に関し、業務の前提条件や内容が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議により、この協定の規定を変更することができるものとする。

(疑義の解釈)

第46条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたとき、若しくはこの協定締結時の想定を超える事態が生じたときは、甲乙協議により、定めるものとする。

(協定の効力)

第47条 この協定書は、箕面市議会において、北館、南館に係る「指定管理者の指定の件」について議決を得て効力を生ずるものとする。議決が得られなかったとき（否決の議決を含む。）は、それまでの甲及び乙が要した費用は各自の負担とし、相手方に対し、損害賠償その他一切の請求は行わないものとする。

(裁判管轄)

第48条 この協定に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年(2023年)11月10日

甲 箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市教育委員会

教育長

藤 迫



乙 箕面市箕面六丁目

箕面都市開発株式会社

代表取締役

原 悦

## 【別紙1】

### 指定管理者における個人情報の取扱いに関する事項

- 1 乙は、個人情報に係る事務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙は、前項に規定する委任又は請負を行わせようとするときは、あらかじめ、受任者又は下請負人の名称、業務内容及びその他甲が必要とする事項を書面により甲に通知しなければならない。
- 3 乙及び乙の従業員は、個人情報を指定管理業務の履行目的以外に利用し、又は使用してはならず、かつ、これらを機密として保持し、事前に甲の書面による承諾を得ることなく、第三者に提供してはならない。
- 4 乙及び従業員は、この協定に規定するもののほか、甲の承諾なしに個人情報を複写又は複製をしてはならない。
- 5 乙及び従業員が指定管理業務を行う際の個人情報の取扱いについては、甲が講ずる安全管理措置を準用することとし、死者に関する情報の取扱いについては、甲に準じた対応を行うこと。
- 6 乙は、指定管理業務に従事する者に対し、箕面市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年箕面市条例第22条）その他個人情報に関する法令等の説明を行うなど、個人情報の適正な取扱いについて、あらゆる機会を通じ、絶えず教育し訓練しなければならない。

【別紙2】

リスク分担区分表

項目		指定管理者	委員会	
応募費用		○		
議会の議決が得られない場合に、それまでに要した費用や発生する損害		互いに自己負担		
業務開始前後の引き継ぎに関する実費費用		○		
事業の運営資金		○		
事業収益の悪化	計画の見込み違い、運営費の膨張等指定管理者の責めに帰すべきもの	○		
	利用料金等各種債権の未収によるもの	○		
	物価・金利・需要の変動や公共料金の値上げ等社会経済動向に関連するもの	○		
法令や条例等の変更	消費税率変更に伴う指定管理料転嫁額		○	
	計画時の経費で対応可能なもの	○		
	上記で対応不可能なもの	施設・設備自体の改修が必要なもの		○
		その他	協議事項	
施設・設備・管理物品の損傷	管理瑕疵がある等指定管理者の責めに帰すべきもの	○		
	自主事業や特別提案により導入したもの	○		
	自然災害や経年劣化等その他事情によるもの	計画時の経費で対応可能なもの	○	
		上記で対応不可能なもの	協議事項	

項目			指定管理者	委員会	
事業の 遅延・ 中止・ 停止	委員会または市の事情によるもの			○	
	指定管理者の事情によるもの	管理運営瑕疵がある等指定管理者の責めに帰すべきもの	○		
		指定取消等の処分による損害費用の負担	○		
	自然災害等その他の事情によるもの	臨時閉館等一定期間の事業延期・中止	応急対応	○	
			損害費用の負担	協議事項	
		施設半壊等復旧の見込みがたたない期間の事業中止	応急対応	○	
今後の方針の決定			協議事項		
損害 賠償	施設自体の瑕疵によるもの			○	
	管理運営の瑕疵によるもの		○		
	自然災害等その他の事情によるもの		協議事項		
	損害発生時の応急対応		○		
周辺地域、利用者対応	クレームや要望	管理運営方法等に起因するもの	○		
		自然災害等その他の事情によるもの	初期対応	○	
			上記で対応不能なもの	協議事項	
	事故、事件発生時の対応		○		
	業務上知り得た情報や個人情報の漏えいによる事後措置		○		

